



募集 スケジュール

①募集要項の公表	平成30年2月19日(月)
②質問書受付	平成30年2月22日(木)～3月19日(月)
③説明会	平成30年2月27日(火)
④質問書回答	平成30年3月20日(火)まで
⑤応募書類受付	平成30年2月22日(木)～3月19日(月)
⑥候補者の決定及び公表	平成30年3月28日(水)
⑦審査結果通知	平成30年3月28日(水)
⑧協議・調整	平成30年3月28日(水)～平成30年4月27日(金)
⑨使用契約締結	平成30年4月27日(金)

●エリア:河口

- ①0.4k～0.6k付近
- ②0.6k～0.8k付近の2箇所

●エリア説明

天竜川河口部分で、マリンスポーツ(釣り、ジェットスキー等)が日常的に行われているエリア

●募集プログラム

飲食サービス提供、物販、アクティビティ、キャンプ、BBQ等を想定

●主な設備の有無

電源、水道、トイレ無し。



●エリア:河輪地区水辺の楽校

- ③2.6k～2.8k付近
- ④2.8k～3.0k付近の2箇所

●エリア説明

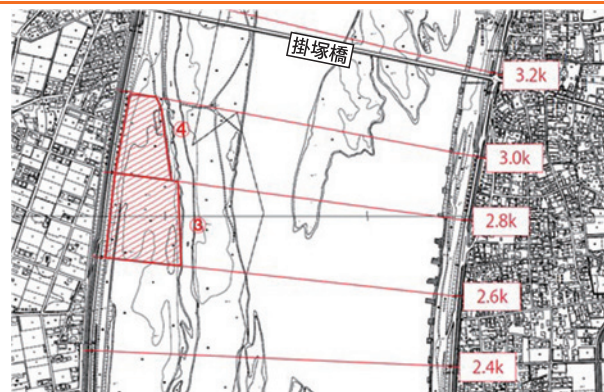
天竜川河輪水辺の楽校箇所、子ども達が入れるワンドや芝生があるエリア

●募集プログラム

飲食サービス提供、物販、体験学習、BBQ、アクティビティ(ドローン等)等を想定

●主な設備の有無

電源、水道無し。トイレあり。



●エリア:天竜川緑地

- ⑤8.6k付近

●エリア説明

天竜川緑地で、遊具やベンチ、芝生等が整備されている公園エリア

●募集プログラム

飲食サービス提供、物販、アクティビティ(サイクリング、イベント等)等を想定

●主な設備の有無

電源無し。水道、トイレあり。



天竜川の水辺空間を活用したまちづくり

天竜川社会実験



天竜川マスコットキャラクター「りゅっぴい」
©2018tenryuubranding

参画事業者募集

天竜川の水辺空間を活動エリアにしてみませんか!?

実施エリア▶○天竜川河口、河輪地区水辺の楽校、天竜川緑地

募集期間▶○平成30年2月22日(木)～3月19日(月)

実施期間・時間▶○平成30年4月28日(土)～9月30日(日)

○午前8時～午後9時までの時間内

(活動施設の準備から片付けまで全ての時間を含む)

利用料
無料



天竜川の創造を語ろう!

MIZBERING TENRYUGAWA



天竜川ミズベリング協議会(準備会)

より詳しい内容と募集書類一式を記載した募集要項を下記にて配布しています。
なお、ご不明な点等ございましたら申請前に下記までご相談願います。

浜松市役所 土木部河川課(〒430-8652 浜松市中区元城町103-2)

TEL:053-457-2451 FAX:053-457-2368 Email:kasen@city.hamamatsu.shizuoka.jp

天竜川の創造を語ろう！

MIZBERING TENRYUGAWA



天竜川社会実験の趣旨

天竜川を管理する国土交通省浜松河川国道事務所と浜松市等では、平成29年度より「天竜川ミズベリング協議会（準備会）（※1）」（以下「準備会」という。）を設立し、天竜川の水辺空間を活かしたまちづくりを進めています。そのさきがけとして、天竜川下流右岸側（東名高速道路から天竜川河口）の区域において、日常的に人が集う憩いの場、にぎわいの場、学びの場等として、より一層活用して浜松市の活性化につなげようと、天竜川の利活用（※2）を検討しています。

この度、準備会では、天竜川を利活用するための社会実験を実施します。社会実験では、上記の使用区域において売店、オープンカフェなどの営業活動が可能です。社会実験の趣旨に賛同し、浜松市の活性化に寄与する活動を行う希望のある事業者（以下「施設使用者」という。）は、要項に基づき、応募願います。

準備会では、この取り組みで市民ニーズの把握や営業活動の実態、条件整理などを行い、今後の天竜川利活用のあり方に反映します。

※1 天竜川ミズベリング協議会（準備会）は、地域住民、商工会、浜松市や国土交通省浜松河川国道事務所で組織しています。

※2 国の河川管理では、平成23年、河川敷地を占有する場合のルール「河川敷地占有許可準則」が改正され、一定の枠組みの中で民間事業者等も河川敷地を使用した飲食店や売店、オープンカフェ等の営業が可能になりました。

募集内容・使用条件

①実施エリア	○天竜川河口、河輪地区水辺の楽校、天竜川緑地
②募集期間	○平成 30 年 2 月 22 日（木）～ 3 月 19 日（月）
③実施期間・時間	○平成 30 年 4 月 28 日（土）～ 9 月 30 日（日） ○午前 8 時～午後 9 時までの時間内 （活動施設の準備から片付けまで全ての時間を含む）
④使用料等	○無料（社会実験期間中）
⑤使用条件	○社会実験の趣旨に合っていること。また、様式3号の施設使用企画提案書に記載のある内容以外の使用は禁止します。 【趣旨】天竜川を日常的に人が集う憩いの場、にぎわいの場、学びの場等として、より一層活用し、浜松市の活性化に寄与する取り組みであること ○以下の事項を実施できることを条件とします。 ・占用施設は使用期間満了、退去時には原状回復を行うこと。 ・出水時の施設撤去に関する計画があり、出水時の撤去対応が可能なこと。 ・周辺環境に配慮し、使用区域内にごみや汚れがないよう清掃等を心がけること。 ・騒音対策、煙害、におい、ごみ処分など周辺環境に十分配慮すること。 ・他の自由使用する利用者を妨げないこと。 ・苦情には適切、かつ、真摯に対応するとともに、その対応内容を天竜川ミズベリング協議会（準備会）に報告すること。 ・水難事故や使用区域内の交通事故等が発生しないように注意喚起すると共に避難指示を適時・的確に行うこと。 ・事業運営にあたっては、使用者及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入すること。また、加入保険証書の写しを天竜川ミズベリング協議会（準備会）に提出すること。 ・飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得し、営業許可書の写しを天竜川ミズベリング協議会（準備会）に提出すること。 ・使用に際して、許可証を掲示すること。
⑥緊急時の対応	・大雨や台風などの緊急時には、水位上昇の危険があるため、河川管理者（国土交通省浜松河川国道事務所）、天竜川ミズベリング協議会（準備会）事務局の指示に従い、設置物を川の外に退避させ、避難すること。
⑦その他	・備品や音響装置、照明等はありません。事業に必要な備品・装置は、使用者側で準備すること。



応募資格

応募者は、要項に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、信用を有する者とします。また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとします。なお、応募以降、審査終了までに次の項目に該当した場合は、応募資格を失うものとします。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者
ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう
イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ② 応募書類提出時、税金を滞納している者
- ③ 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者
- ④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
- ⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者
- ⑥ 社会通念上不適当あるいは違法なものを販売する者



応募方法

受付期間内（平成30年2月22日（木）～平成30年3月19日（月））に応募書類を全て整えて、問い合わせ先「浜松市役所土木部河川課」（以下「河川課」という。）へ持参または、郵送してください。（土日祝日を除く午前9時～午後5時の間） なお、ご不明な点等ございましたら申請前に下記までご相談願います。

浜松市役所 土木部河川課（〒430-8652 浜松市中区元城町103-2）
TEL:053-457-2451 FAX:053-457-2368 Email:kasen@city.hamamatsu.shizuoka.jp

応募書類

- ① 天竜川施設使用参加申請書（様式1号）
 - ② 暴力団の排除に関する誓約書兼同意書（様式2号）及び資料（役員等一覧表を含む）
 - ③ 納税証明書（住所（所在地）を置く市町村等が発行した滞納のないことの証明書）
 - ④ 施設使用企画提案書（様式3号）
- 応募書類は、各1部提出してください。

審査方法

準備会において、応募者の中から審査基準に基づき、応募書類の審査（内容に確認がある場合はヒアリング）を行い、施設使用者の候補者（以下「候補者」という。）を決定します。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

審査基準

- ① 地域、社会実験への理解度及び貢献度
- ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理
- ③ 利用者への配慮と安全性
- ④ 出水時の施設撤去

候補者の決定時期及び審査結果の公表

- ① 候補者の決定は、平成30年3月28日（水）を予定します。
- ② 審査結果は、各応募者に通知します。また、候補者として決定した者については、その名称等を公表します。
- ③ なお、審査の経過や内容、結果についての問い合わせには、一切応じません。
- ④ 審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは、選定しない場合があります。

